

答 申 第 154 号
令和 8 年 8 月 31 日
(諮問公第 178 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求に係る一部開示決定について、理由の提示に不備があるとして、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月 19 日付けで、「令和〇年〇月から現在までの間、大島郡宇検村において、死んだ魚を土に埋めた件に関して、瀬戸内署及び県警本部が対応したことが分かる書類全て」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 7 年 4 月 1 日付け鹿生環第 27 号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 30 日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

これに対し諮問実施機関は、令和 7 年 7 月 11 日付け鹿公委務第 114 号で補正を求め、審査請求人は補正書を提出し、審査請求の理由について、開示された文書以外に存在すると考える文書が、刑事訴訟法を根拠とする適用除外文書に該当するのか、又は一部開示が可能な文書であるか否かを明らかにするよう補正した。

(2) 審査請求の趣旨

ア 一部開示された公文書以外の適用除外文書は、刑事訴訟法を根拠に適正に除外された文書なのか再検討を求める。

イ 令和 7 年 4 月 1 日付け、公文書一部開示決定通知書（鹿生環第 27 号）において、適用除外文書に関する説明がないこと及び審査請求の宛先の記載がないことは、公文書として不適正である。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 存在しているはずの公文書等（私がお願いして瀬戸内署に出向いて下さった方からの供述に関する文書など）が公文書一部開示決定通知書に記載されていなかったことから、鹿児島県警担当課に問い合わせたところ、刑事訴訟法第 53 条の 2 「情報公開法の適用除外」

に該当する文書は請求文書の対象に当たらないとの説明を受けた。

イ 私は、鹿児島県の情報公開条例の請求手続に従い文書請求を行いました。本来であれば鹿児島県警察は一足飛びに刑事訴訟法第 53 条の 2 について口頭で説明するのではなく、公文書一部開示決定通知書内に、まずは情報公開条例第 30 条「適用除外」に該当する文書は不開示と明記すべきである。

ウ 更には、公文書一部開示決定通知書末尾部分に記載されている行政不服審査法についての説明箇所も誰に対して審査請求すべきなのか空白となっていることから、公文書一部開示決定通知書の体をなしていない、適正な公文書であるとは考え難いところである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

ア 2(2)アについては否認する。

イ 令和〇年〇月から現在までの間に大島郡宇検村において発生した、死んだ魚を土に埋めた事案について、瀬戸内署及び県警本部の捜査の中で作成された書類は、応急事件処理簿、電話受発書、事情聴取結果、見取図であり、当該文書を当該請求に係る対象公文書として特定した。

ウ 条例第 30 条は、「法令の規定により、行政機関の保有する情報公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定しているところ、同条の規定により条例の規定を適用しない公文書の一つとして、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」がある。

訴訟に関する書類とは、訴訟書類の原則不開示を規定した刑事訴訟法第 47 条の訴訟に関する書類と同一であり、被疑事件又は被告事件に関し作成又は取得した書類をいい、種類や保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。また、事件送致がなされていない場合であっても、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、訴訟に関する書類に当たるとされている。

エ 当該請求に係る対象公文書のうち、適用除外を理由に不開示と判断した文書は、事情聴取結果および見取図であり、これらは被疑事件に関して作成された文書である。

事情聴取結果は、被疑事件について聞知している者から聴取した内容を記録しており、立証上重要な証拠となること及び犯罪事実を認定する上で重要な要素となることから、訴訟に関する書類に該当すると判断した。

見取図は、現場の位置を記録したものではあるが、現場の位置は、犯罪事実を認定する上で重要な要素であり、本件現場は公開された場所でもないことから、当該記録は訴訟に関する

る書類に該当すると判断した。

審査請求人が補正書で求める不開示文書については、訴訟に関する書類として判断している以上、情報公開条例の適用除外として一部開示もできないものである。

オ 2(2)イについては認める。

カ 本来、公文書一部開示決定通知書は、適用除外文書の適用除外理由が記載されるべきであるが、当該公文書一部開示決定通知書にはその記載がない。また、審査請求の宛先も記載されるべきであるがその記載がない。適用除外文書とその理由及び審査請求先いずれも失念による記載漏れである。

ただし、記載漏れは形式的な不備であって、処分庁の処分に係る判断や結果に影響せず、審査請求人に実質的に不利益を与えるものではない。

キ 公文書一部開示決定通知書（鹿生環第 27 号）において、形式的な不備は認めるも、刑事訴訟法に規定された「訴訟に関する書類」を念頭においた開示・不開示の選別等、原処分は適法、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 7 月 11 日	諮問を受けた。
8 月 15 日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
令和 8 年 4 月 23 日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
7 月 22 日	諮問の審議を行った。
8 月 26 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和〇年〇月から開示請求日までの間、大島郡宇検村において、死んだ魚を土に埋めた件に関して、瀬戸内署及び県警本部が対応した事案に係る応急事件処理簿、電話受発書、事情聴取結果及び見取図である。

実施機関は、このうち公文書の一部（別表に掲げる不開示部分）を条例第 7 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号の不開示情報に該当することを理由に一部開示決定を行っている。

また、事情聴取結果及び見取図については、公文書一部開示決定通知書に、具体的な公文書名及び適用除外理由が記載されるべきであるが、当該公文書一部開示決定通知書にはその記載がない。

加えて、当該公文書一部開示決定通知書の教示欄についても、審査請求の宛名が空欄と

なっており、いずれも失念による記載漏れとなっている。

審査請求人は、一部開示された公文書以外の適用除外文書は、刑事訴訟法を根拠に適正に除外された文書なのか再検討を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が開示を求めているその他不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

イ 条例第 30 条について

条例第 30 条は、「法令の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と定めており、また、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項においては、「訴訟に関する書類」については、情報公開法の規定は、適用しないとされていることから、以下、本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性について、検討する。

ウ 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第 53 条の 2 が「訴訟に関する書類」につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

上記の趣旨から、「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第 47 条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第 53 条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。

エ 本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性

事情聴取結果及び見取図は、実施機関によると、司法手続の一環である捜査の過程で作成又は取得した書類となるもので、「訴訟に関する書類」に該当するとのことであるが、当該説明に特段不合理な点は認められない。

当審査会において当該文書を確認したところ、事情聴取結果及び見取図は、被疑事件の捜査過程において作成されたものであり、その内容は犯罪事実の認定や立証に係る事項を記録したものであることが認められる。よって、これらの文書は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

オ 理由の提示の妥当性について

条例第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づき、開示請求に係る公文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知をするときは、条例第 11 条第 3 項に基づき、理由の提示を書面で行わなければならない。

理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものである。この趣旨に照らせば、通知において提示すべき理由は、請求者が、不開示とされた情報が不開示事由のいずれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

当審査会において、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書を確認したところ、前記アのとおり、適用除外を理由として不開示とされた事情聴取結果及び見取図について、具体的な公文書名及び適用除外理由が記載されていないことが認められた。

このため、審査請求人は、具体的な公文書名や当該文書におけるどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないものとなっており、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることが困難な状態に置かれていたものと認められる。

したがって、本件処分は、実施機関の主張する形式的な不備にとどまるものではなく、条例第 11 条第 3 項が求める理由の提示の要件を欠くものと認められる。

また、決定通知書の教示欄についても、審査請求の宛名が空欄となっており、必要な記載を欠いていた。

実施機関においては、今後、決定通知書の作成にあたり、記載内容を十分確認し、適正な事務処理に努められたい。

カ 本件処分の妥当性について

以上のことから、事情聴取結果及び見取図は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないと認められるので、条例第 30 条の規定により、条例の適用を受ける公文書に該当しないとして、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書には、具体的な公文書名が記載されておらず、さらに、当該文書が条例の適用除外となる旨及びその理由についても記載がなく、条例第 11 条第 3 項が求める理由の提示の要件を欠き、取り消すべきと判断する。

なお、実施機関において再度決定を行うに当たっては、事情聴取結果及び見取図の条例第 30 条該当性に関する上記判断を踏まえ、適用除外とする根拠及びその理由を適切に示した上で決定を行うことが望まれる。

キ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
応急事件処理簿 (令和6年12月19日受理)	・決裁欄の一部 (警察職員の印影) ・「作成者」欄の一部 ・「届出人」欄の一部 ・「取扱者」欄の一部	第1号該当
	・「処理区分」欄 ・「発生場所」欄の一部 ・「当事者2(被疑者)」欄 ・「事件の概要」欄の一部	第4号及び第6号該当
	「処理状況」欄の「2」及び「4」の一部	第6号該当
	「関係者1」欄、「関係者2」欄及び「関係者3」欄の一部	第1号該当
電話受発書 (令和6年12月19日午後1時12分受)	・「発信者」欄 ・「受信者」欄の一部 ・「電話受発書」2頁目の欄外の一部 (警察職員の印影)	第1号該当
	・本文の一部	第1号、第4号及び第6号該当
電話受発書 (令和6年12月19日午後5時05分受)	・「発信者」欄 ・「受信者」欄の一部 ・「電話受発書」2頁目、3頁目及び4頁目の欄外の一部 (警察職員の印影) ・「電話受発書」欄の3頁目上段の一部 (警察職員の印影)	第1号該当
	・本文の一部	第1号、第4号及び第6号該当
電話受発用紙 (令和7年1月8日午後3時30分受)	・決裁欄の一部 (警察職員の印影) ・「受信者」欄の一部 ・本文1行目の一部	第1号該当
	・本文の一部	第1号及び第6号
電話受発書 (令和7年1月9日午前11時08分発)	・「受信者」欄の一部 ・「発信者」欄の一部及び「電話受発書」2頁目の欄外の一部 (警察職員の印影)	第1号該当
	・本文の一部	第1号、第4号及び第6号該当